

「丸近証券の証券総合サービス 約款・規定集」の新旧対照表

2019 年 6 月
(下線部分変更)

新	旧
第 7 章 外国証券取引口座約款 第 14 条 (受渡日等) (現行どおり) ① (現行どおり) ② 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客様との間で別途取決める場合を除き、約定日から起算して <u>3 営業日目</u>とします。 2019 年 7 月 16 日改定	第 7 章 外国証券取引口座約款 第 14 条 (受渡日等) (省 略) ① (省 略) ② 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客様との間で別途取決める場合を除き、約定日から起算して <u>4 営業日目</u>とします。 2019 年 5 月 31 日改定